

国民年金 からの お知らせ

年金額が改定になります

現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっています。昨年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。このため、平成25年10月分以降としてお支払いする年金額は、4月から9月までの額から、マイナス1.0%の改定が行われます。改定後の年金額は12月4日以降に日本年金機

構から送付される年金額改定通知書でご確認ください。今後のスケジュールは、平成26年4月マイナス1.0%、平成27年4月マイナス0.5%を予定しています(物価・賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します。)

国民年金保険料後納制度

国民年金保険料を納められなかった場合や、届け出を忘れたことで国民年金の資格期間がない場合は、年金の受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなる可能性があります。このような事にならないために、過去10年までに納められなかった保険料は、後納制度を利用し納付することができ、後納制度が利用できるのは平成27年9月30日までですので、早めにご利用ください。後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができ

なかったかたが年金受給資格を得られる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■お問合せ

下館年金事務所

○改定についてはお客様相談室

☎0296(25)0834

○後納制度については国民年金課

☎0296(25)0811

保険年金課 岩井仮設庁舎

内線1734

国民健康保険 からの お知らせ

交通事故等にあった ときは届出を

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)からの行為により傷病を受けた場合に国民

健康保険証により治療を受ける場合は、必ず「第三者行為による被害届」の届出が必要です。交通事故等にあつたら警察に届けるとともに国民健康保険の窓口にも届出をしてください。

第三者の行為によって受けた治療に要する治療費は加害者が支払うものですが、国民健康保険で一時的に立て替え、後日、加害者に対し医療費を請求することになります。

また、自損事故を起こしケガの治療を受ける場合についても、届出が必要になります。提出する書類などについては左記までお問い合わせください。

※保険証の利用制限

- ・ 通勤や就労時の労災保険が適用となる場合
- ・ 飲酒運転や無免許運転などの悪質な法令違反
- ・ 他人の飼犬に咬まれた怪我

■お問合せ

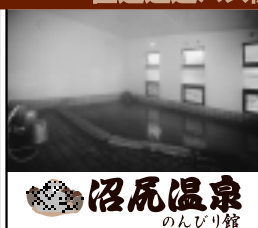
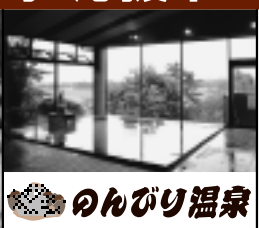
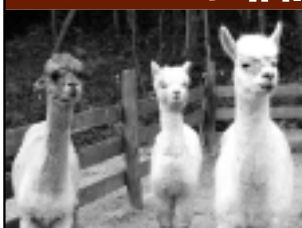
保険年金課 岩井仮設庁舎
内線1731

がんばろう福島! 応援中

坂東市からのんびり温泉
直通送迎バス開通

●10名様以上宴会飲み放題付16,000円

●詳しくは0297-36-8003野本、浜小路まで



アルパカと温泉トラフグの里

☎024-953-2611

☎0242-67-1268

☎024-591-1212

☎024-592-1126

のんびり温泉株式会社

前山倉庫(株)

茨城県坂東市神田山1129